

**BLUELINE**  
member of the LINE MGMT

3rd Floor, Saga-cho MD Building, 1-18-8 Saga,  
Koto-ku, Tokyo 135-0031 Japan  
tel: 03 5646 4775  
fax: 03 5646 4776  
e-mail: info@BLUE-LINE.JP



Thank You, Taiwan

台湾最大の日本観光・文化博覧會  
**Touch The Japan**  
～感動新視野 日本再發現～

August 24-27th, 2018  
Taipei, Taiwan  
台北世界貿易センター1号館

## 展示品輸送のご案内




**ブルーライン株式会社**  
展示会・イベント輸送部

## 1-a. 輸送スケジュール（インボイス）

下記同展示会に向けての大きなスケジュールをご案内申し上げますので  
ご参照下さい。

万一下記スケジュールがそぐわない場合には遠慮なくお申し付け下さい。

ご貨物内容及び仕出地により、差異が出てくる恐れもございますが、ご留意願います。

概 要	航空貨物 (通常輸送の場合)	
 <b>(A) JAPAN / 輸出作業</b>		
1-a 申し込み締切日	7月17日	( 火 )
1-b 出品物明細書提出日	7月25日	( 水 )
2 指定倉庫搬入期間	7月27日(月) ~8月3日(金)	
3 輸出通関予定日	8月7日	( 金 )
4 本船搭載・航空機搭載予定日 出発予定(空)港： 成田(AIR)	8月7日	( 火 )
 <b>(B) TAIWAN / 輸入・輸出作業</b>		
5 本船・航空機到着予定日 到着予定(空)港： Taipei(AIR), Keelung(SEA)	8月8日 (水)	
6 現地保税輸入通関申告	貨物到着以降 ~ 8月22日(火)	
7 小間搬入日	8月22日 (水) 及び23日 (木)	
8 展示会会期	8月24日 (金) ~8月27日 (月)	
9 空箱の再搬入・再梱包・撤去作業	8月27日(月)	
10 保税輸入通関キャンセル及び諸通関作業	8月28日(火) ~9月10日 (月)	
11 本船及び航空機搭載予定日 出発予定(空)港： Taipei(AIR), Keelung(SEA)	9月11日 (火)	
 <b>(C) JAPAN / 再輸入作業</b>		
12 本船及び航空機本邦到着予定日	9月12日	( 水 )
13 再輸入通関予定日	9月13日	( 木 )
14 弊社指定場所ご貨物引渡し予定日	9月20日	( 木 )




返送品スケジュールについては現地/本邦での諸事情により変動の恐れがございますので予めご了承願います。

## 1-b. 輸送スケジュール (SCCカルネ)

下記同展示会に向けての大まかなスケジュールをご案内申し上げますので  
ご参照下さい。

万一下記スケジュールがそぐわない場合には遠慮なくお申し付け下さい。

ご貨物内容及び仕出地により、差異が出てくる恐れもございますが、ご留意願います。

概 要	航空貨物 (通常輸送の場合)	
 <b>(A) JAPAN / 輸出作業</b>		
1-a 申し込み締切日	7月17日	( 火 )
1-b 出品物明細書 (SCCカルネ申請日)	7月25日 7月27日	( 水 ) ( 水 )
2 指定倉庫搬入期間	7月27日(月) ~ 8月3日(金)	
3 輸出通関予定日	8月7日	( 金 )
4 本船搭載・航空機搭載予定日 出発予定(空)港： 成田(AIR)	8月7日	( 火 )
 <b>(B) TAIWAN / 輸入・輸出作業</b>		
5 本船・航空機到着予定日 到着予定(空)港： Taipei(AIR), Keelung(SEA)	8月8日 (水)	
6 現地保税輸入通関申告	貨物到着以降 ~ 8月22日(火)	
7 小間搬入日	8月22日 (水) 及び23日 (木)	
8 展示会会期	8月24日 (金) ~ 8月27日 (月)	
9 空箱の再搬入・再梱包・撤去作業	8月27日(月)	
10 保税輸入通関キャンセル及び諸通関作業	8月28日(火) ~ 9月10日 (月)	
11 本船及び航空機搭載予定日 出発予定(空)港： Taipei(AIR), Keelung(SEA)	9月11日 (火)	
 <b>(C) JAPAN / 再輸入作業</b>		
12 本船及び航空機本邦到着予定日	9月12日	( 水 )
13 再輸入通関予定日	9月13日	( 木 )
14 弊社指定場所ご貨物引渡し予定日	9月20日	( 木 )

返送品スケジュールについては現地/本邦での諸事情により変動の恐れがございますので予めご了承願います。

## 2. ご貨物搬入先

下記指定倉庫情報となります。ご貨物の搬入をお願いします。

詳細：

〒279-0042  
千葉県浦安市東野2-12-28  
(株)日祥物流/浦安物流センター  
TEL: 047 352 6647  
担当：大倉

注)

上記各搬入場所へご貨物搬入頂く際には、必ず送り状の備考欄には下記ご明記願います。

**ブルーライン(株) 展示会貨物部 扱い / TOUCH THE JAPAN 2018用貨物**

### 3. SCCカルネに関して

● SCCカルネとは、日本・台湾の民間協定に基づいて発給される通関手帳のことです。商談で使用する商品見本や撮影機材、展示会や見本市への出品物が該当品となり、本手帳により台湾側/日本側での輸入申告の際、免税適応を受けることができます。詳しくは下記日本商事仲裁協会のHPよりご確認ください。

URL: [https://www.jcaa.or.jp/carnet-j/scc\\_a.html](https://www.jcaa.or.jp/carnet-j/scc_a.html)

#### 【発給条件】

- ・発給期限は1年であり、その間に日本側輸出、台湾側輸出入、日本側の再輸入を行うこと
- ・物品は必ず日本へ返送（輸入）すること（消耗品は非該当）
- ・分割輸送/他の国との併用不可

● 初回発給の場合、日本商事仲裁協会に事前登録する必要があります。

必要書類： -発給申請書及び総合物品表

- 印鑑証明書（法務局から取得して3か月以内のもの）
- 登記事項証明書（現在事項全部証明書等）（法務局から取得して3か月以内のもの）
- 最新決算報告書
- 記名印鑑届/代理人選任届

● BLUELINEにて、代行申請（別途有料）可能ですのでご希望の場合はご連絡をお願いします。また、ご不明点御座いましたらお気軽にご連絡ください。

### 4. 台湾輸入禁制品に関して

● 台湾における輸入禁制品

- 兵器または兵器に類する物品（部品、付属品を含む）
- 共産主義を宣伝する物品、違反規制のある書籍、図画写真、文書等
- 偽造品
- 毒品危害防制条例に列挙された薬物、麻薬等
- 宝くじ

● 取扱い不可

- 肉,肉を使用した加工品

① 海外へ貨物（食品含む）を出荷ご希望の場合、予め出荷書類をご準備の上ブルーラインまで下記期日までにお問い合わせください。特に食品は、場合により輸入不可の場合もありますのでお早めにお問い合わせください。頂戴した書類に基づいて台湾側輸入規制、輸入に必要な書類を確認させていただきます。

**ドラフト版書類締切日(食品含む場合) : 7月2日(月) / 17:00迄**

- ご提出書類： - 出品物明細書（フォーマットデータをご連絡します。）
- 成分表/製造工程表（英文）（加工食品/酒類の場合）
  - 原産地証明書（以前取扱いしたことがある場合）
  - 各種検疫証明書（英文）（以前取扱いしたことがある場合）
  - カタログ、及び商品写真（必要の場合）
  - その他書類（台湾側業者の要望に応じて、ブルーラインよりご依頼致します。）

② 食品を台湾へ輸入する場合、各輸入ライセンスが必要となります。

ブルーライン(株)・主催者の手配する台湾側輸入者が、輸入ライセンスを用意できない場合、ご出荷をお断りさせて頂く場合がございます。予めご注意ください。

③ 輸入食品には、包装上または容器上に中国語にて以下内容を明記しなければなりません。

- 商品名 -内容物名及び重量 -成分内容（食品添加物）
- 賞味期限 保存方法及び条件
- 製造業者情報（名称、TEL、住所） -効能
- 輸入者情報（名称、TEL、住所） 等
- 品物に応じて求められる情報が違いますので、適宜ご案内させていただきます。

## 5. 書類作成要綱

### A) INVOICE/PACKING LISTの記載について

- 品名の欄には一般的な総称による品名を記載下さい。固有名詞のみの記載は避けて下さい。
- 再輸入が見込まれる商品については必ず"MODEL NO & SERIAL NO"をご明記願います。更に"xxxx to be backed to Japan after the show"と記載頂くよりベターです。
- 有償・無償にかかわらず、必ず適正価格を設定願います。
- NET WEIGHT/DIMENSIONは出来るだけ事前に計測の上、ご明記願います。

### B) CASE MARKについて

"Exhibitor Name"	
C/O "TOUCH THE JAPAN 2018"	
Hall No:	Booth No:
TAIPEI, TAIWAN	
C/NO:	
Made in Japan	

## 6. 船積必要書類

- |                               |       |
|-------------------------------|-------|
| ● 輸出通関用品物明細書                  | データにて |
| ● 製造工程表及び成分表（英語）（入用の場合）       | データにて |
| ● 原産地証明書(入用な場合)               | 必要部数  |
| ● 植物検疫証明書（入用な場合）              | 必要部数  |
| ● 動物検疫証明書（入用な場合）              | 必要部数  |
| ● 衛生証明書(入用な場合)                | 必要部数  |
| ● INSURANCE COPY(貴社にて付保される場合) | 各1部   |
| ● 中国語ラベル（各アイテム毎）              | データにて |
| ● その他特殊書類                     | 各1部   |
- 輸出貿易管理令別表第一該当貨物の一般非該当証明書などの書類については出展者ご自身にて申請の上、取得願います。
  - 電子機器類については、事前に経済産業省等へお問い合わせの上、輸出貿易管理令等の該非についてご確認願います。非該当の場合には、非該当判定書、パラメーターシートをご提示願います。
  - 繊維製品については各国の輸入規制により、原産地証明書や各種ライセンスを必要とする場合がございます。事前に日本商工会議所や各関係省庁等にご確認下さい。

## 7. 梱包について

- 港・空港及び現地国内の荷扱いを考慮に入れ、木枠梱包をお勧め致します。
- 展示会終了後、返送を予定している貨物については、開梱・再梱包が容易で丈夫なボルト締め(若しくはクリップ締め)木枠梱包をお勧め致します。又、必要と思われる梱包材(エアークャップ、ガムテープ、乾燥剤、錆止め等)も出来るだけ同梱して下さい。
- 保税展示品と消耗品を別々に梱包する必要があります。
- 海上貨物の場合は下記コンテナサイズを目安にして下さい。  
20'コンテナ内寸： 590 X 220 X 220 (CM)  
40'コンテナ内寸： 1,200 X 220 X 220 (CM)
- 航空貨物の場合は、一般的に高さ：160 CMを目安にして下さい。仕向け地や機材によって高さの制限がございます。
- 重量物の場合には、重心位置・スリングマーク・フォークリフト位置などを刷り込んで下さい。
- 中国・欧州向けについては、薫蒸処理が義務付けられておりますのでご注意ください。
- 最近展示会場での盗難がしばしば発生しております。可能な限り木箱の梱包をお勧め致します。

## 8. 貨物輸送保険について

貨物輸送保険は必ず付保されることをお勧め致します。輸送中の破損・紛失については保険にて処理願います。

弊社にても貨物輸送保険の申請代行をしておりますのでお気軽にご相談下さい。

※ 求償権放棄特約付にての付保となります。(ラウンドトリップ、展示会別特別約款付)  
(展示会期間中の盗難・紛失、錆・引っかき傷は保険求償の対象外となりますので予めご了承下さい)

### 破損事故が起こった場合

- 破損事故及び、盗難の発生がわかった段階で写真を撮影して下さい。
- 事故発生から時間がたってしまうと保険が求償出来ない場合がございますので事故が判明した段階で即、ご一報願います。

### 盗難事故が起こった場合

- 盗難については、必ず当地の警察に盗難届けを申請し、控えをお持ち帰り下さい。

### 求償される金額について

- 保険会社より求償される金額については、INVOICE VALUE上の金額がMAXで支払われる金額となります。(保険会社の調査次第では、INVOICE VALUE上の何%という場合もございますので、予めご了承下さい)  
修理費などが、INVOICE VALUEを上回ったとしても、INVOICE VALUE上の金額をMAXとした保険金のみのお支払いとなりますので、ご留意下さい。
- 貨物の荷受完了後、展示期間中及び貨物受領の前(内箱への梱包は出展者様にて執り行って頂きます。重量貨物は別)におこる事故(盗難・紛失・錆・引っかき傷は弊社での保険では、求償対象外となりますので、ご注意願います)

### INVOICE金額の設定について

- 万一、事故が起こった場合、INVOICEに設定頂いた金額に対して求償権が発生致します。求償はINVOICE上の金額がMAX(保険会社の調査によっては、INVOICE金額の何%という場合もございます)となりますので、MARKETでの価格・開発費・制作費等を加味して、金額の設定をお願い致します。
- 税関申告と保険申告の金額は、同等金額にする必要があります。事故が起こった場合、保険会社の方で調査が入りますが、万一、税関申告額と保険申告額が違う場合、保険金が下りてこなくなりますので、予めご注意ください。

## 9. 現地での作業について

### 【会期前/搬入】

- お預かりしたご貨物は貴社ご要望の日時/時間に合わせて会場内の小間へ搬入されるよう手配致します。
- 梱包箱からの開梱作業は基本的には出展者様ご自身にて執り行って頂きますが、重量物や事前にお申し込み頂いている場合には、弊社にて作業員及び重機の手配を致します。
- 開梱後は、其々の梱包箱に"EMPTY CASE"のラベルを貼って頂き、会場内公式輸送業者若しくは弊社パートナーにて順次空箱が小間より引き取られます。但し、木箱等の大型な箱は例外として段ボールなどの折り畳みが出来て小さく纏められる空箱については小間内のスペースにて保管される事をお勧め致します。

### 【会期中】

- 貴社ご貨物は保税扱いにて申請されており、当該国の監督下に置かれております。従い、会場内での販売・配布は基本的に厳しく罰せられますのでご了承下さい。(カタログ類はその限りではありません)
- 閉幕迄に個々の物品の処理方法を把握して頂き、また転送がある場合には事前に転送先の住所・連絡先をご教示願います。

### 【会期終了後】

- 閉幕後、通路のカーペットの撤去と共に自動的に空箱の再搬入が始まります。優先順位は特になく、会場内指定業者が順次運んでくるのを待つ形となります。その為、段ボールなどの小さい空箱は出来る限り小間内のスペースに保管して頂く事を強くお勧め致します。
- 木箱・カートン等、内箱への再梱包は出展者様にて執り行って頂きます。重量物や事前にお申し込みを頂いている場合には、弊社にて作業員及び重機の手配をし、再梱包を施工致します。
- 日本発送時に日本の税関へ輸出申告をしない物品、ハンドキャリーしたものや現地で入手した物品は日本での輸入通関時には別途リストアップの上、申告しなくてはなりません。(この場合、日本輸入申告時には課税扱いとなりますのでご了承下さい)この種の物品については、万一返送品の中に同梱する場合は必ず内容を把握して頂いた上、メモを取るようお願い致します(品名・個数・金額)
- 再梱包完了した段階で、どの箱がどこへどのように(SEA/AIR)搬送されるかをご教示頂き、終了となります。

以上簡単ながら同展示会に関する概略をご案内申し上げます。ご不明な点など、多々あるかと存じますが、その際にはご遠慮なく、お気軽にお声をかけて下さい。

問い合わせ先：

ブルーライン株式会社

担当： 中村、富田、山本

TEL: 03-5646-4775 / FAX: 03-5646-4776

EMAIL: [touchthejapan@blue-line.jp](mailto:touchthejapan@blue-line.jp)